

## ○静岡県警察震災等警備基本計画の制定について

(平成 19 年 6 月 7 日例規災第 71 号)

この度、別添のとおり「静岡県警察震災等警備基本計画」を制定し、平成 19 年 7 月 1 日から実施することとしたので災害警備活動に万全を期されたい。

なお、伊豆東部火山群火山災害警備計画の制定について（平成 10 年甲通達災ほか第 51 号）及び静岡県警察大震災警備基本計画の制定について（平成 14 年例規災ほか第 40 号）は廃止する。

別添

### 静岡県警察震災等警備基本計画

目次

- 第 1 章 総則(第 1－第 7)
  - 第 2 章 警備体制(第 8－第 11)
  - 第 3 章 県内に地震が発生した場合の措置(第 12・第 13)
  - 第 4 章 東海地震に関連する情報等が発表された場合等の措置(第 14－第 17)
  - 第 5 章 伊豆東部火山群の火山活動による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置(第 18・第 19)
  - 第 6 章 富士山の火山活動による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置(第 20・第 21)
  - 第 7 章 津波に対する措置(第 22－第 25)
  - 第 8 章 平素の措置(第 26－第 31)
  - 第 9 章 雑則(第 32)
- 附則

#### 第 1 章 総則

##### 第 1 目的

この計画は、県内における地震、伊豆東部火山群の火山活動、富士山の火山活動及び津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに東海地震に関連する情報等が発表された場合における警察活動（以下「災害警備活動等」という。）に関し基本的事項を定め、災害警備業務の万全を期すことを目的とする。

##### 第 2 準拠

災害警備活動等は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（昭和 38 年 6 月 27 日付け国家公安委員会・警察庁）、静岡県警察の警備実施に関する訓令（平成 8 年県本部訓令第 8 号。以下「訓令」という。）、緊急事態における静岡県警察の対策本部等の設置に関する要綱の制定について（平成 19 年例規災第 7 号。以下「要綱」という。）その他関係規程によるほか、この計画の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この計画に使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 震災等 地震、伊豆東部火山群の火山活動、富士山の火山活動及び津波による災害をいう。
- 2 災害警備本部等 要綱に定める「対策本部等」をいい、本計画では静岡県警察災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）、静岡県警察災害警戒警備本部（以下「災害警戒警備本部」という。）又は静岡県警察災害警備準備室（以下「災害警備準備室」という。）をいう。
- 3 署災害警備本部等 要綱に定める「署対策本部等」をいい、本計画では署災害警備本部、署災害警戒警備本部又は署災害警備準備室をいう。
- 4 東海地震に関連する調査情報 東海地震に関連する現象について、調査が行われた場合に発表される次に掲げる情報をいう。
  - (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時） 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因に関する調査の状況について発表される情報
  - (2) 東海地震に関連する調査情報（定例） 毎月の定例の判定会で評価した調査結果について発表される情報
- 5 東海地震注意情報 東海地震に関連する情報のうち、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報をいう。
- 6 東海地震予知情報 東海地震に関連する情報のうち、東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報をいう。
- 7 東海地震に関連する情報等 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、警戒解除宣言その他これに関する情報をいう。
- 8 地震活動の予測情報 伊豆東部火山群の地下のマグマ活動による群発地震活動の発生が予測された場合に発表される情報（最大震度、震度1以上となる地震の回数、活動期間等）をいう。
- 9 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意） 火山活動が静穏な状況をいう。
- 10 噴火警戒レベル2（火口周辺規制） 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想される状況をいう。
- 11 噴火警戒レベル3（入山規制） 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想される状況をいう。
- 12 噴火警戒レベル4（高齢者等避難） 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される状況をいう。
- 13 噴火警戒レベル5（避難） 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は切迫している状況をいう。

- 14 群発地震現象 伊豆東部火山群の火山活動により、無感・有感地震が多発した場合をいう。
- 15 津波注意報 予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上1メートル以下の場合、かつ、津波による災害のおそれがある場合に、津波の高さを「1メートル」として発表される情報をいう。
- 16 津波警報 予想される津波の高さが高いところで1メートル超3メートル以下の場合に、津波の高さを「3メートル」として発表される情報又は巨大地震が発生した場合に予想される津波の高さが算出されるまでの間、津波の高さを「高い」という言葉で発表される情報をいう。
- 17 大津波警報 予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合に、津波の高さを「5メートル」「10メートル」「10メートル超」の3つの区分により発表される情報又は巨大地震が発生した場合に予想される津波の高さが算出されるまでの間、津波の高さを「巨大」という言葉で発表される情報をいう。
- 18 津波浸水域管轄署 静岡県第4次地震被害想定に定める津波浸水域を管轄する下田署、大仁署、伊東署、熱海署、沼津署、富士署、清水署、静岡南署、焼津署、牧之原署、菊川署、掛川署、袋井署、磐田署、浜松東署、浜松中央署、浜松西署、細江署及び湖西署の19署をいう。

#### 第4 基本方針

県本部及び署は、平素から国、県、市町及び防災関係機関・団体と緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進し、震災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立して、県民の生命及び身体の保護を最優先とした災害警備活動等に努めるものとする。

#### 第5 災害警備活動等

災害警備活動等は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 災害関連情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の早期把握
- 3 負傷者等の救出救助
- 4 緊急交通路の確保等交通上の措置
- 5 避難誘導及び二次災害の防止措置
- 6 検視及び死体の死因又は身元を明らかにするための措置並びに行方不明者の搜索
- 7 被災地域における社会秩序の維持
- 8 県民の安全確保及び不安解消のための広報
- 9 関係機関の行う災害復旧及び復興対策への協力
- 10 その他必要な警察業務

#### 第6 震災等警備実施要領の整備

本部長は、本計画に基づく静岡県警察震災等警備実施要領（以下「実施要領」という。）を定め、必要に応じ見直しを図るものとする。

## 第7 職員の心構え

職員は、災害警備活動等の重要性を自覚するとともに、災害に備えて平素から家庭の防災対策、参集の準備及び参集時における任務の確認に努め、災害警備活動等に当たっては、冷静沈着かつ迅速・的確に対処し、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

### 第2章 警備体制

## 第8 招集及び参集

招集及び参集は、要綱第12に定める基準によるものとする。

### 1 招集

- (1) 本部長及び署長は、災害警備本部等及び署災害警備本部等を設置する場合において、要綱第11の規定により指定されている者（以下「要員」という。）の全部又は一部を招集するものとする。
- (2) 本部長及び署長は、必要に応じ要員以外の者を招集することができる。

### 2 参集

次に掲げる場合においては、前記1の規定による招集の有無にかかわらず、職員（会計年度任用職員及び訓令第40条に規定する応招免除者を除く。以下同じ。）は、それぞれ定めるところにより参集するものとする。

- (1) 県内に震度6弱以上の地震が発生した場合 全職員
- (2) 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合 全職員
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合 全職員
- (4) 県内に津波警報が発表された場合 全職員
- (5) 県内に震度5強の地震が発生した場合 要綱別表第5に定める要員及び機動隊員
- (6) 自署又は隣接する署の管轄区域に震度5強の地震が発生した場合 第28に規定する署の震災等警備基本計画に定める要員
- (7) 県内に津波警報が発表された場合 要綱別表第5に定める要員、機動隊員、津波浸水域管轄署の全職員及び第28に規定する署（津波浸水域管轄署を除く。）の震災等警備基本計画に定める要員

### 3 応招及び参集の場所

職員の応招及び参集の場所は、自所属とする。ただし、災害警備本部等の要員は、県本部に応招し、又は参集することとする。

なお、事故、交通の途絶等により自所属への応招又は参集が困難な場合は、最寄りの署（県内）に応招し、又は参集することとし、その旨を自所属の長に報告する

とともに、自所属への応招又は参集が可能となるまでの間、当該署長の指揮下に入るものとする。

#### 4 実施要領

応招及び参集の要領は、実施要領によるものとする。

### 第9 警備体制の確立

#### 1 編成

震災等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、県本部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）にあっては災害警備本部等及び現地災害警備本部（要綱第8の1の現地警備本部をいう。以下同じ。）を、署長にあっては署災害警備本部等の編成を行うものとする。

#### 2 設置基準

災害警備本部等、現地災害警備本部及び署災害警備本部等の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

（災害警備準備室及び署災害警備準備室）

	災害警備事象	警備措置
県本部	(地震) ・ 県内において震度4又は震度5弱の地震が発生した場合 ・ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表され、本部長が必要と認めた場合	要綱別表第6に規定する災害対策課長を長とする災害警備準備室を設置する。
	(火山現象（伊豆東部火山群）) ・ 地震活動の予測情報において最大震度4以上の地震の発生が予測され、本部長が必要と認めた場合 ・ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の状態であっても群発地震現象などにより本部長が必要と認めた場合	同上
	(火山現象（富士山）) ・ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の状態であっても深部低周波地震の多発などにより本部長が必要と認めた場合	同上
	(津波)	同上

	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に津波注意報が発表された場合</li> </ul>	
署	(地震) <ul style="list-style-type: none"> <li>管内において震度4又は震度5弱の地震が発生した場合</li> <li>県本部に東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に伴う災害警備準備室が設置された場合</li> </ul>	署警備課長を長とする署災害警備準備室を設置する。
	(火山現象(伊豆東部火山群)) <ul style="list-style-type: none"> <li>県本部に地震活動の予測情報又は群発地震現象に伴う災害警備準備室が設置された場合</li> </ul>	同上(設置署) 下田、大仁、三島、伊東及び熱海の各署(以下「伊豆東部火山群関係署」という。)並びに本部長が指定した署
	(火山現象(富士山)) <ul style="list-style-type: none"> <li>県本部に富士山の火山活動に伴う災害警備準備室が設置された場合</li> </ul>	同上(設置署) 県の規定する山体周辺市町(三島市、沼津市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、長泉町及び小山町)を管轄する三島、沼津、裾野、御殿場、富士及び富士宮の各署(以下「富士山山体周辺署」という。)並びに本部長が指定した署
	(津波) <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に津波注意報が発表された場合</li> </ul>	同上(設置署) 津波浸水域管轄署

(災害警備本部、災害警戒警備本部、現地災害警備本部、署災害警備本部及び署災害警戒警備本部)

	災害警備事象	警備措置
県本部	(地震) <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に震度6弱以上の地震が発生した場合</li> </ul>	要綱別表第3に規定する本部長を長とする災害警備本部を設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表された場合</li> <li>東海地震に関する「警戒宣言」が発せられ、又は発せられることが予想される場合</li> </ul>	要綱別表第3に規定する本部長を長とする災害警戒警備本部を設置する。
	(火山現象(伊豆東部火山群)) <ul style="list-style-type: none"> <li>群発地震現象による相当の被害若しくは噴火・爆発による被害が発生した場合又は噴火警戒レベル4(高齢者等避難)若しくは噴火警戒レベル5(避難)が発表された場合</li> </ul>	要綱別表第4に規定する本部長を長とする災害警備本部を設置する。また、原則として伊東署に要綱別表第7に規定する警備部長を長とする現地災害警備本部を設置する。
	(火山現象(富士山))	要綱別表第4に規定する本部長を

	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山の火山活動による相当の被害若しくは噴火・爆発による被害が発生した場合又は噴火警戒レベル4（高齢者等避難）若しくは噴火警戒レベル5（避難）が発表された場合</li> </ul>	<p>長とする災害警備本部を設置する。また、本部長が指定する署に要綱別表第7に規定する警備部長を長とする現地災害警備本部を設置する。</p>
	<p>(津波)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に大津波警報が発表された場合</li> </ul>	<p>要綱別表第3に規定する本部長を長とする災害警備本部を設置する。</p>
	<p>(地震)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に震度5強の地震が発生した場合</li> </ul>	<p>要綱別表第5に規定する警備部長を長とする災害警備本部を設置する。</p>
	<p>(火山現象（伊豆東部火山群）)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表される以前であって、群発地震現象による被害が発生した場合又は火山性微動、地（海）鳴り等噴火の前兆が出現した場合</li> <li>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表される以前であって、群発地震現象により被害が発生するおそれがある場合</li> </ul>	<p>同上</p>
	<p>(火山現象（富士山）)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士山の火山活動による被害が発生した場合若しくは火山性微動、地鳴り等噴火の前兆が出現した場合又は噴火警戒レベル2（火口周辺規制）若しくは噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合</li> <li>富士山の火山活動により被害が発生するおそれがある場合</li> </ul>	<p>同上</p>
	<p>(津波)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に津波警報が発表された場合</li> </ul>	<p>同上</p>
署	<p>(地震)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>自署又は隣接する署の管轄区域に震度5強の地震が発生した場合</li> </ul>	<p>署長を長とする署災害警備本部を設置する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表された場合</li> <li>東海地震に関する「警戒宣言」が発せられ、又は発せられることが予想される場合</li> </ul>	<p>署長を長とする署災害警戒警備本部を設置する。</p>
	<p>(火山現象（伊豆東部火山群）)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県本部に伊豆東部火山群の火山活動に伴う災害警備本部が設置された場合</li> </ul>	<p>署長を長とする署災害警備本部を設置する。 (設置署) 伊豆東部火山群関係署及び本部長が指定した署</p>
	<p>(火山現象（富士山）)</p>	<p>同上</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>県本部に富士山の火山活動に伴う災害警備本部が設置された場合</li> </ul>	(設置署) 富士山山体周辺署及び本部長が指定した署
(津波) <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に大津波警報が発表された場合</li> <li>県内に津波警報が発表された場合</li> </ul>	同上

### 3 指揮体制の強化

本部長は、署災害警備本部の指揮体制を強化するため、必要により災害警備本部員を派遣する。

### 4 警備部隊の運用

部長、警備部長又は署長は、被災状況等を考慮して重点的かつ効率的に警備部隊を運用する。

### 5 広域的な援助要求

本部長は、警察庁、管区警察局（以下「警察庁等」という。）又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認める場合は、公安委員会の決裁を受け、援助の要求に係る手続を速やかに行う。ただし、緊急を要する場合で、公安委員会の決裁を受けるいとまがないと認められる場合は、直ちに援助の要求に関する手続を行い、その概要を公安委員会に速報する。

### 6 受援体制の確立

本部長は、災害警備活動等において警察災害派遣隊を始めとする他の都道府県からの特別派遣部隊を迅速かつ円滑に受け入れるため、所要の連絡誘導隊及び受援隊を編成するなど受援体制を確立する。

### 7 長期活動体制の確保

本部長は、災害警備活動等の長期継続が予想されるときは、事態の推移を見極めた部隊編成及び運用を行う。

## 第10 警備体制下における警備措置

災害警備本部等の警備措置については、実施要領によるものとする。

## 第11 特科部隊の編成

災害対策課長は、訓令の定めるところにより、特科部隊を編成するものとする。

なお、署においては県本部に準じて、必要な部隊を編成するものとする。

### 第3章 県内に地震が発生した場合の措置

## 第12 災害警備本部等、現地災害警備本部及び署災害警備本部等の設置

### 1 県本部

- (1) 本部長は、第9の2の設置基準に基づき、要綱別表第3、別表第5又は別表第6に定める災害警備本部等を設置する。

- (2) 本部長は、必要と認めた場合には、関係する署に警備部長を長とする現地災害警備本部を設置する。

なお、当該署の長は、現地災害警備本部の副本部長の任に当たるものとする。

## 2 署

署長は、第9の2の設置基準に基づき、署災害警備本部等を設置する。

### 第13 初動措置

#### 1 県本部の措置

災害対策課長（当直時間帯にあつては通信指令官）は、要綱第13の規定に基づき災害警備本部等が設置されるまでの間、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 本部長への速報
- (2) 津波浸水域管轄署の長（以下「津波浸水域管轄署長」という。）への津波に対する初動措置の指示及び所属長への津波に関する情報の通報
- (3) 通信・情報管理システム機能の確保及び通信制限
- (4) 災害警備本部等の要員の全部又は一部の招集
- (5) 県本部地域課長、執行隊長及び署長に対する被害情報、交通情報等（以下「被害情報等」という。）の収集及び報告の指示
- (6) 警察庁等への速報
- (7) 警察庁等への無線モニター及び事案対策通信装置の接続並びに隣接県警察通信指令室への通報
- (8) その他必要な初動措置

#### 2 署の措置

署警備課長（当直時間帯にあつては当直主任）は、署災害警備本部等が設置されるまでの間、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 署長への速報
- (2) 津波に対する初動措置の実施及び関係市町に対する津波に関する情報の通報
- (3) 通信・情報管理システム機能の確保
- (4) 署災害警備本部等の要員の全部又は一部の招集及び署災害警備本部等の設置
- (5) 交番勤務員等の目視による被害情報等の収集及び報告の指示
- (6) 被害情報等の通信指令室への速報
- (7) 被留置者対策の実施
- (8) その他必要な初動措置

#### 第4章 東海地震に関連する情報等が発表された場合等の措置

### 第14 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の措置

#### 1 災害警備準備室の設置

本部長は、第9の2の設置基準に基づき災害警備準備室を設置する。

なお、県本部災害対策課以外の所属にあつては、通常勤務体制（当直時間帯にあつては当直体制）をもって情報収集を図るものとする。

## 2 災害警備準備室の措置

災害対策課長は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）の所属長への通知
- (2) 機動隊員及び災害警備本部等の要員に対する所在の明確化の指示
- (3) 災害警備用装備資機材等の点検整備の指示
- (4) 災害の発生するおそれがある異常現象を認知した場合の報告等の指示
- (5) 住民、観光客等の動向把握の指示
- (6) 主要幹線道路における交通状況の把握の指示
- (7) 防災関係機関の動向把握の指示

## 3 署災害警備準備室の設置等

- (1) 署長は、前記1の規定により災害警備準備室が設置された場合には、第9の2の設置基準に基づき、署災害警備準備室を設置するものとする。

- (2) 署警備課長は、署災害警備準備室が設置された場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）の署長への速報

イ 署災害警備本部等の要員に対する所在の明確化の指示

ウ 災害警備用装備資機材等の点検整備

エ 災害の発生するおそれのある異常現象を認知した場合の災害警備準備室への速報

オ 住民、観光客等の動向把握

カ 主要幹線道路における交通状況の把握

キ 防災関係機関の動向把握

ク その他必要な状況の把握

## 第15 東海地震注意情報が発表された場合の措置

### 1 事前に災害警戒警備本部等が設置されている場合

- (1) 災害警戒警備本部の措置

災害警戒警備本部長は、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 東海地震注意情報の所属長への通知

イ 全職員の招集

ウ 警察庁等への速報

エ 警察庁等への無線モニター及び事案対策通信装置の接続並びに隣接県警察通信指令室への通報

オ その他必要な措置

- (2) 署災害警戒警備本部の措置

署災害警戒警備本部長は、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 署の全職員の招集
- イ 市町及び防災関係機関への通報
- ウ その他必要な措置

2 事前に災害警戒警備本部等が設置されていない場合

(1) 災害警備準備室の措置

災害対策課長は、次に掲げる措置をとるものとする。

なお、災害警備準備室も設置されていない場合は、第 13 の初動措置で対応するものとする。

- ア 東海地震注意情報の本部長への速報及び所属長への通知
- イ 全職員の招集並びに災害警戒警備本部及び署災害警戒警備本部の設置の指示
- ウ 警察庁等への速報
- エ 警察庁等への無線モニター及び事案対策通信装置の接続並びに隣接県警察通信指令室への通報
- オ その他必要な措置

(2) 署災害警備準備室の措置

署警備課長は、次に掲げる措置をとるものとする。

なお、署災害警備準備室も設置されていない場合は、第 13 の初動措置で対応するものとする。

- ア 東海地震注意情報の署長への速報
- イ 署の全職員の招集及び署災害警戒警備本部の設置の指示
- ウ その他必要な措置

(3) 災害警戒警備本部等の措置

災害警戒警備本部及び署災害警戒警備本部の警備措置については、前記(1)及び(2)の措置を継続するものとする。

第 16 警戒宣言が発せられ、又は発せられることが予想される場合の措置

災害警戒警備本部長は、「警戒宣言」が発せられ、又は発せられることが予想される場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

- 1 「警戒宣言」が発せられ、又は発せられることが予想される旨の災害警戒警備本部の班長等及び署災害警戒警備本部長への通知
- 2 各種情報の収集及び報告の指示
- 3 住民等への情報伝達
- 4 社会秩序の維持
- 5 交通対策
- 6 警察施設等の点検及び整備

第 17 警戒解除宣言が発せられた場合の措置

災害警戒警備本部長は、「警戒解除宣言」が発せられた場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

- 1 「警戒解除宣言」が発せられた旨の災害警戒警備本部の班長等及び署災害警戒警備本部長への通知
- 2 住民に対する必要な情報伝達、社会秩序を確保するための各種情報収集、円滑な通秩序の維持等所要の措置
- 3 前記2の措置が終了したと認めたときは、災害警戒警備本部の廃止及び署災害警戒警備本部の廃止の指示

第5章 伊豆東部火山群の火山活動による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置

#### 第18 災害警備本部等、現地災害警備本部及び署災害警備本部等の設置

##### 1 県本部

- (1) 伊豆東部火山群の火山活動に伴う災害警備本部等を設置する前に、県内の地震発生に伴う災害警備本部等が設置されている場合は、その体制及び警備措置を継続するとともに、第19の警備措置をとるものとする。
- (2) 伊豆東部火山群の特性である火山活動による群発地震現象が出現し、災害警備本部等が設置されていない場合は、第9の2の設置基準に基づき、要綱別表第4から別表第7までの災害警備本部等及び現地災害警備本部を設置するものとする。この場合において、群発地震現象が出現したが災害の発生まで時間的余裕がある場合には、要綱別表第6の災害対策課長を長とする災害警備準備室を設置するものとする。

##### 2 署

伊豆東部火山群関係署及び本部長が指定した署の長は、第9の2の設置基準に基づき、署災害警備本部等を設置するものとする。

#### 第19 災害警備本部等、現地災害警備本部及び署災害警備本部等における措置

##### 1 県本部

###### (1) 災害警備準備室における措置

災害対策課長は、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 本部長への速報並びに伊豆東部火山群関係署及び本部長が指定した署の長への通知
- イ 災害警備本部及び現地災害警備本部の要員の招集
- ウ 機動隊員に対する所在の明確化及び災害警備用装備資機材等の点検整備の指示
- エ 災害が発生するおそれのある異常現象を認知した場合の報告等の指示
- オ 住民、観光客等の動向把握の指示
- カ 主要幹線道路の交通状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況把握の指示

キ 警察庁等への速報

ク その他必要な措置

(2) 災害警備本部及び現地災害警備本部における措置

災害警備本部及び現地災害警備本部の警備措置については、前記(1)の災害警備準備室における措置を継続するとともに、次の措置をとるものとする。

ア 情報収集及び被害状況の調査

イ 警戒対策

ウ 救出救助対策

エ 交通対策

オ 避難誘導対策

カ 検視及び死体の死因又は身元を明らかにするための措置

キ 社会秩序の維持

ク 広報活動

2 署

(1) 署災害警備準備室における措置

署警備課長は、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 署長への速報

イ 署災害警備本部の要員の招集

ウ 署員に対する所在の明確化及び災害警備用装備資機材等の点検整備の指示

エ 災害が発生するおそれのある異常現象を認知した場合の報告等の指示

オ 住民、観光客等の動向把握の指示

カ 主要幹線道路の交通状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況把握の指示

キ その他必要な措置

(2) 署災害警備本部における措置

署災害警備本部の警備措置については、前記(1)の署災害警備準備室における措置を継続するものとする。

第6章 富士山の火山活動による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置

第20 災害警備本部等、現地災害警備本部及び署災害警備本部等の設置

1 県本部

(1) 富士山の火山活動に伴う災害警備本部等を設置する前に、県内の地震発生に伴う災害警備本部等が設置されている場合は、その体制及び警備措置を継続するとともに、第21の警備措置をとるものとする。

(2) 災害警備本部等が設置されていない場合は、第9の2の設置基準に基づき、要綱別表第4から別表第6までの災害警備本部等を設置するものとする。

- (3) 本部長は、富士山の火山活動に伴い、要綱別表第4の本部長を長とする災害警備本部を設置した場合には、署に警備部長を長とする要綱別表第7の現地災害警備本部を設置するものとする。

なお、現地災害警備本部を設置する署については、噴火口の位置、災害の状況等により本部長が指定するものとする。

## 2 署

富士山山体周辺署及び本部長が指定した署の長は、第9の2の設置基準に基づき、署災害警備本部等を設置するものとする。

### 第21 災害警備本部等、現地災害警備本部及び署災害警備本部等における措置

#### 1 県本部

- (1) 災害警備準備室における措置

災害対策課長は、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 本部長への速報並びに富士山山体周辺署及び本部長が指定した署の長への通知

イ 災害警備本部及び現地災害警備本部の要員の招集

ウ 機動隊員に対する所在の明確化及び災害警備用装備資機材等の点検整備の指示

エ 災害が発生するおそれのある異常現象を認知した場合の報告等の指示

オ 住民、観光客等の動向把握の指示

カ 主要幹線道路の交通状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況把握の指示

キ 警察庁等への速報

ク その他必要な措置

- (2) 災害警備本部及び現地災害警備本部における措置

災害警備本部及び現地災害警備本部の警備措置については、前記(1)の災害警備準備室における措置を継続するとともに、次の措置をとるものとする。

ア 情報収集及び被害状況の調査

イ 警戒対策

ウ 救出救助対策

エ 交通対策

オ 避難誘導対策

カ 検視及び死体の死因又は身元を明らかにするための措置

キ 社会秩序の維持

ク 広報活動

## 2 署

- (1) 署災害警備準備室における措置

署警備課長は、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 署長への速報
- イ 署災害警備本部の要員の招集
- ウ 署員に対する所在の明確化及び災害警備用装備資機材等の点検整備の指示
- エ 災害が発生するおそれのある異常現象を認知した場合の報告等の指示
- オ 住民、観光客等の動向把握の指示
- カ 主要幹線道路の交通状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況把握の指示
- キ その他必要な措置

(2) 署災害警備本部における措置

署災害警備本部の警備措置については、前記(1)の署災害警備準備室における措置を継続するものとする。

第7章 津波に対する措置

第22 災害警備本部等及び署災害警備本部等の設置

1 県本部

本部長は、県内に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合には、第9の2の設置基準に基づき、要綱別表第3、別表第5及び別表第6の災害警備本部等を設置する。

2 署

署長は、県内に津波警報等が発表された場合には、第9の2の設置基準に基づき、署災害警備本部等を設置する。

第23 津波に対する事前の措置

1 事前対策の推進

災害対策課長及び津波浸水域管轄署長は、津波警報等が県内に発表された場合の伝達体制を整備するとともに、津波からの避難誘導に資する実態把握の推進、住民の危機意識の醸成及び災害対処能力の向上を図るものとする。

2 津波対策推進要領の策定

津波浸水域管轄署長は、住民等を安全に避難誘導するため、市町及び防災関係機関・団体と協力して、あらかじめ津波対策推進要領を策定し、関連資料を整備しておくものとする。

第24 津波警報等の伝達

1 津波警報等の伝達

災害対策課長又は通信指令官は、県内における津波警報等を認知した場合には、直ちに本部長に報告するとともに、関係所属長に伝達するものとする。この場合において、伝達を受けた所属長は、直ちに自所属の職員に伝達するものとする。

2 津波浸水域管轄署長の措置

津波浸水域管轄署長は、前記1の規定による伝達を受けた場合には、直ちに管轄区域内の市町の長に通知するとともに、当該市町及び防災関係機関・団体と協力して、同時通報用無線放送等を活用し、迅速かつ的確に住民等に伝達するものとする。

## 第25 津波に対する初動措置

### 1 大地震等が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置

(1) 災害対策課長（当直時間帯にあつては通信指令官）は、直ちに次に掲げる初動措置を実施するものとする。

- ア 本部長への報告
- イ 関係所属長への伝達
- ウ 災害警備本部等の設置及び要員の招集
- エ 警察庁等への速報
- オ その他必要な措置

(2) 災害対策課長（当直時間帯にあつては通信指令官）は、津波浸水域管轄署長に対して直ちに次に掲げる初動措置を指示するものとする。

- ア 初動態勢の確立
- イ 迅速かつ的確な避難誘導措置
- ウ 避難誘導に従事する職員の安全確保
- エ その他必要な措置

### 2 警戒宣言が発せられ、又は発せられることが予想される場合の措置

(1) 災害警戒警備本部長は、津波浸水域管轄署長に対して、「警戒宣言」が発せられ、又は発せられることが予想される旨を伝達するとともに、直ちに津波に対する初動措置も指示するものとする。

(2) 津波浸水域管轄署の署災害警戒警備本部長は、市町の長が行う避難指示に協力し、直ちに沿岸住民、海浜の行楽客、釣り人、船舶等に対する安全かつ効率的な避難誘導等所要の措置をとるものとする。

## 第8章 平素の措置

## 第26 基礎資料の整備

署長は、管内の実態把握に努め、次に掲げる災害警備活動等に必要な基礎資料の整備を図るとともに、随時必要な見直しを行い、その結果を関係所属長に情報提供するとともに、災害対策課長を経由して本部長に報告するものとする。

- (1) 避難場所及び避難経路に関すること。
- (2) 橋りょう、トンネル、堤防、水門等施設の状況及び洪水、津波による浸水、山（崖）崩れ、地盤の液状化等の生ずるおそれのある区域に関すること。
- (3) 災害警備本部等及び署災害警備本部等の代替施設並びに部隊活動拠点に関すること。
- (4) 災害警備用装備資機材、通信機器等の配備状況に関すること。

- (5) 防災関係機関、ライフライン機関、重要防護対象施設等に関すること。
- (6) 特別派遣部隊の受入れに要するホテル・旅館、給油、レンタカー等の業者に関すること。
- (7) 自主防災組織、ボランティア団体等に関すること。
- (8) その他災害対策上必要と認められること。

## 第27 体制の整備

### 1 災害警備用装備資機材等の整備・充実

県本部の関係所属長及び署長は、災害警備活動等に備え、必要な災害警備用装備資機材等の整備・充実を図るものとする。

### 2 重機等の借上げ

県本部の関係所属長及び署長は、県、市町及び防災関係機関・団体との連携の下に、県（管）内の建設業者等の協力を得て、重機等の保有業者、保有状況等を把握し、震災等が発生した場合には、速やかに業者からの重機等の借上げができるよう協力体制の確立を図るものとする。

### 3 部隊活動拠点の整備

県本部の関係所属長及び署長は、公共及び民間の施設と協定等を締結するなど、警備部隊、特別派遣部隊等の活動拠点の確保に努めるものとする。

### 4 警察施設等の防災対策

#### (1) 耐震性及び耐火性の強化

県本部の関係所属長及び署長は、災害警備活動等の活動拠点となる警察施設について、耐震性及び耐火性の強化に努めるものとする。

#### (2) 代替施設等の整備

県本部の関係所属長及び署長は、警察施設に重大な被害が生じ、災害警備本部等としての機能が果たせなくなる場合を想定し、災害警備本部等の二次的、第三次的な代替施設及び通信施設の確保に努めるものとする。

### 5 災害警備用物資の備蓄等

県本部の関係所属長及び署長は、震災等が発生した場合に備え、食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資を備蓄するとともに、調達体制の整備を図るものとする。

## 第28 署の震災等警備基本計画の策定及び報告

署長は、本計画に基づき、署の震災等警備基本計画を策定し、災害対策課長を経由して本部長に報告するものとする。

なお、常に警備情勢を判断し、当該計画を管内の実態に即したものとするよう適宜見直しを行い、当該計画を変更した場合は、災害対策課長を経由して本部長に報告するものとする。

## 第29 教養及び訓練の実施

所属長は、災害警備活動等に必要な教養、災害警備用装備資機材等の取扱訓練等を計画的に実施し、災害発生時に迅速かつ的確な措置がとれるようにするものとする。また、災害警備本部等の班長等は、班員に変更が生じた場合には、班別又は部隊別の会議を開催するなどして、班員に対し、実施要領に定める災害警備本部各班の活動要領等の周知徹底を図るものとする。

### 第30 交通対策の推進

県本部の関係所属長及び署長は、次に掲げる交通対策について、別に定める震災等交通規制計画及び震災等交通管制センター運用計画並びに運転免許関係業務取扱要領により推進するものとする。

- 1 交通管理計画の策定
- 2 災害に対応した交通管制施設の整備等
- 3 緊急通行車両に係る事前届出の促進等
- 4 関係機関等との相互連携
- 5 運転者のとるべき措置の周知徹底
- 6 交通事故捜査体制等の整備
- 7 運転免許関係施設の整備等
- 8 その他必要な交通対策

### 第31 その他の措置

県本部の関係所属長及び署長は、震災等が発生した場合に備え、次に掲げる事項を推進するものとする。

- 1 広報の実施
- 2 住民等の防災活動の促進
- 3 関係機関等との協力体制の確立
- 4 隣接県警察との協力体制の確立
- 5 重要防護対象施設管理者との連携
- 6 ボランティア団体等との連携

### 第9章 雑則

### 第32 細目的事項

この計画に定めるもののほか、災害警備活動等に関し必要な事項は、警備部長が別に定める。